

## **【母子家庭等自立支援室関係】**



# 1. ひとり親家庭等への自立支援について

## (1) 令和2年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援関係事業について

(関連資料1、2、17参照)

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入(母自身の就労収入)は200万円、平均年間収入(母自身の収入)は243万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、子どもの貧困対策を推進する観点からも平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

令和2年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援・居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を盛り込んでいる。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

### ① 母子家庭等就業・自立支援事業について

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

### ② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図る。また、定期利用の対象範囲を小学校に就学する児童を養育する家庭まで拡大する。

### ③ ひとり親家庭等生活向上事業について

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する。

### ④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業について

母子・父子自立支援プログラム策定員等が適切な支援方針の提示とともに、効果的な資格取得を助言できるよう、キャリアコンサルタント

トによる講習を受講する経費を補助する。

⑤ **ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について**

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。

⑥ **離婚前後親支援モデル事業について**

「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めに促進する事業等）に対する補助を行う。

⑦ **社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業について**

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

⑧ **母子父子寡婦福祉資金について**

ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。

**(2) 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しについて**

(関連資料2参照)

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項の規定に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成27年厚生労働省告示第417号。以下「基本方針」という。）は、対象期間が平成27年度から令和元年度となっている。

このため、現行の基本方針に定められた施策に関する評価を参考とするとともに、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭支援施策の在り方に関する専門委員会での意見聴取の結果等を踏まえた見直しを行うこととしている。

新たな基本方針においては、対象期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とし、相談支援関係、子育て・生活支援関係、就業支援関係、養育費の確保及び面会交流関係、経済的支援関係の大きく5つの支援類型を中心に、今後の施策の基本的な方向性や基本目標を盛り込むこととしている。

各都道府県、市、福祉事務所設置町村におかれては、今後お示しする基本方針に基づき、地域のひとり親家庭等の置かれている環境や支援施策の利用意向を勘案して自立促進計画の見直しを行い、ニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくようお願いする。

### (3) 児童扶養手当について（関連資料4参照）

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いする。

#### ① 令和2年度の手当額について

令和2年度予算案においては、令和元年平均の全国消費者物価指数が対前年比+0.5%となったことから、児童扶養手当法第5条の2の規定に基づき、手当額の引上げを行うこととしているので、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

また、改定額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等による受給者への周知をお願いする。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響するものであることから、物価スライドを適用の上、改定しているもの。

当該手当額改定の措置について、政令改正を行う予定。

#### ア 本体月額

	(令和元年度)		(令和2年度)
全部支給	42,910円	→	43,160円 (+250円)
一部支給	42,900円	→	43,150円 (+250円)
	~10,120円		~10,180円 ~+60円)

#### イ 第2子加算月額

	(令和元年度)		(令和2年度)
全部支給	10,140円	→	10,190円 (+50円)
一部支給	10,130円	→	10,180円 (+50円)
	~5,070円		~5,100円 ~+30円)

#### ウ 第3子以降加算月額

	(令和元年度)		(令和2年度)
全部支給	6,080円	→	6,110円 (+30円)
一部支給	6,070円	→	6,100円 (+30円)
	~3,040円		~3,060円 ~+20円)

## ② 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しについて

(関連資料5参照)

児童扶養手当と公的年金については、平成26年の法改正において、公的年金額が児童扶養手当額を下回る場合には、その差額分の児童扶養手当を支給することとしたところであるが、障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できないなどの状況におかれていることを踏まえ、更に調整方法の見直しを図ることとした。

具体的には、令和3年5月支払い(3月分～4月分)から、障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を支給することができるよう、今通常国会に児童扶養手当法の改正法案を提出する予定である(令和2年3月上旬閣議決定予定)。

今後、見直しに係る詳細な内容や新たに対象となる方への周知・広報等については、別途連絡する予定である。

上記の改正に伴うシステム改修費については、地方交付税措置が講じられる予定である。

## ③ マイナンバーを活用した情報連携について(関連資料3参照)

令和元年10月より、マイナンバーを活用した日本年金機構等への情報照会事務が本格運用されている。日本年金機構等との情報連携を行うことにより、新規申請等審査業務において、即座に公的年金の受給状況等の情報が取得でき、正確な手当額の算定が可能となり、申請者及び地方自治体の負担軽減につながることから、情報連携の活用による適切な事務処理をお願いしたい。

また、児童扶養手当制度における受給者情報の円滑な把握に向けて、マイナンバーを活用した情報連携を推進するため、必要となるシステム改修等に係る費用を補助するための予算を令和2年度予算案に計上しているので、積極的な活用をお願いしたい。

## ④ プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うよう、確認をお願いするとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・ 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮する必要がある、これらについて確認を行う場合は、一律に確認を行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に限るべきであること。
  - ・ 異性との交際関係など、プライバシーに関わる事項について確認が必要な場合には、確認の必要性について理解が得られるよう、児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明を行うこと。
  - ・ プライバシーに関する聞き取りをする場合には、個室や衝立のあるコーナーで行うなど、できる限りプライバシーの保護に配慮すること。
  - ・ 「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、窓口のワンストップ化を進めるとともに、窓口での相談を躊躇せず、支援を必要とするひとり親が行政の窓口に確実につながるように留意すること。
- イ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査の適正な実施について  
児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。  
(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)
- ・ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさせること等が職権で行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。  
このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査でなく、受給資格者の同意を得て行う必要がある。  
調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要がある。  
なお、受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當である。

## ⑤ 児童扶養手当の一部支給停止の適用除外等の取扱いについて

- ア 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月

23日閣議決定)において、「児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)」に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを受け、今後、関係通知を改正し、令和2年の現況届より、以下のとおりの取扱いとする予定であるので、ご了解願いたい。

一部支給停止の適用除外に係る確認書類について、

- ・ 地方公共団体の実施部署に直接確認できる場合に省略できる書類について、身体障害者手帳等も対象とする。
- ・ 手当の支給機関に既に提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合に省略できる書類について、身体障害者手帳等も対象とする。
- ・ 受給資格者が求職活動等就業するための活動を行っている場合の確認書類について、ハローワークの紹介状(本人控え)の写しを追加する。

また、一部支給停止の適用除外に関する届出に係るマイナンバー情報連携について、厚生年金の加入状況や障害年金受給者の障害状態(固定の有無)を確認できるようにするため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第7号)第31条第4項を改正することとしているので、併せてご了解願いたい。

なお、当該改正に係るデータ標準レイアウトの改訂を、令和3年6月を予定している。

イ 児童扶養手当の5年等満了時に適用除外事由届出書等の提出がなされず、一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促進されたい。

また、一部支給停止措置適用除外に係る手続については、引き続き、受給資格者が制度を理解しやすいように丁寧に説明していただきたい。

## ⑥ 児童扶養手当の認定請求等を行う者を対象とした相談対応及び情報提供について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活及び就業の支援などを行うことができるとされている。

また、児童扶養手当の現況届時(8月)を集中相談期間として、子

育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）することとしているので、各自治体においては、同規定の趣旨を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

これらのいずれの対応に際しても、プライバシーの保護には十分配慮されるよう留意願いたい。

なお、平成30年8月の現況届から、子育てワンストップサービスとして、マイナポータルを活用した現況届の事前送信や面談予約等が可能となっているので、現況届に係る事務処理に当たっては適切な対応をお願いしたい。

#### ⑦ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、特段の事情がない場合には対面による手続を行っていただいているところであるが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続のより一層の徹底をお願いしたい（※）。

※ 平成29年8月の現況届より、全部支給停止者であって、既にひとり親や子どもに対する支援が十分に行き届いており、対面の必要性がない場合は、郵送提出を可能としている。

#### ⑧ その他、児童扶養手当の支給事務における留意事項について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等、利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けるよう留意されたい。

イ 児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法第7条の規定により、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとされており、この認定の請求をした日（請求時点）については、市町村において、児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第1条に定められた添付書類及び請求書の記載に不備がないものとし

て請求書を受理した時点であることとしている。

しかしながら、規則上必要とされている以外の書類等について、市町村が独自に提出を求め、これらの書類等の提出が行われるまで認定の請求を受理しないという誤った取扱いが行われている事例が見受けられるので、請求時点の取扱いについて十分に注意し適切な事務処理をお願いしたい。

また、市町村が独自に提出を求める書類等については、受給資格の認定など真に必要な書類等に限るべきであり、その書類等の確認に際しても、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮されたい。

#### (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

##### ① 令和2年度予算案における見直しについて

(関連資料3参照)

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学する子どもの就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加えることとし、貸付限度額の見直しを行うこととしている。

なお、修学資金の貸付限度額については、令和2年度より、保護者が一定以上の所得(扶養親族1人の場合:年収900万円)を有する場合の貸付限度額を別途定めることとしている。

また、令和2年4月から実施される高等教育の修学支援新制度(授業料減免等)の対象となる家庭に対する修学資金や就学支度資金の貸付限度額については、修学支援新制度による授業料等の減免や学資支給金の額を控除した額を貸付限度額とすることを予定している。

なお、修学支援新制度の対象となる者に対して、大学等が入学金等を先に一旦徴収し、その後減免等が確定した際に、減免相当額が還付される場合には、入学時に必要となる入学金等に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくとともに、入学金等が還付された場合には、借受人に対して、すでに貸付けている金額のうち還付された額分についての償還を依頼していただくようお願いする。

その他の資金についても、全国消費者物価指数の変動等を踏まえ、貸付限度額の見直しを行うこととする。

<貸付限度額の見直し案について>

・事業開始資金

個人：2,870,000円 → 2,930,000円

団体：4,320,000円 → 4,410,000円

・事業継続資金

個人・団体：1,440,000円 → 1,470,000円

・修学資金

【私立大学】

(自宅外)

96,000円 → 146,000円 <年収900万超え>  
121,000円

(自宅)

81,000円 → 108,500円 <年収900万超え>  
95,000円

【国公立大学】

(自宅外)

76,500円 → 108,500円 <年収900万超え>  
92,500円

(自宅)

67,500円 → 71,000円 <年収900万超え>  
69,500円

【私立短期大学】

(自宅外)

90,000円 → 131,000円 <年収900万超え>  
110,500円

(自宅)

79,500円 → 93,500円 <年収900万超え>  
86,500円

【国公立短期大学】

(自宅外)

76,500円 → 96,500円 <年収900万超え>  
86,500円

(自宅)

67,500円 → 改正無し

**【私立専修学校（専門課程）】**

(自宅外)

<年収900万超え>

90,000円 → 126,500円 108,500円

(自宅)

<年収900万超え>

79,500円 → 89,000円 84,500円

**【国公立専修学校（専門課程）】**

(自宅外)

<年収900万超え>

76,500円 → 78,000円 77,500円

(自宅)

67,500円 → 改正無し

**【私立高等専門学校（4・5年）】**

(自宅外)

<年収900万超え>

90,000円 → 115,000円 102,500円

(自宅)

<年収900万超え>

79,500円 → 98,500円 89,000円

**【国公立高等専門学校（4・5年）】**

(自宅外)

<年収900万超え>

76,500円 → 78,000円 77,500円

(自宅)

67,500円 → 改正無し

**【専修学校（一般課程）】**

48,000円 → 49,500円

・就学支度資金

(小学校)

63,100円 → 64,300円

(中学校)

79,500円 → 81,000円

(国公立大学・短大・専修学校（専門課程）)

380,000円 → 420,000円

## ②母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

(関連資料6参照)

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合があるとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査を受け付けるなど、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けに当たっては、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

## ③ 「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)の施行による母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

消滅時効や法定利率の見直し等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号。以下、「改正民法」という。)が令和2年4月1日から施行される。

改正民法のうち、消滅時効、保証、連帯債務や法定利率に関する見直しについては、母子父子寡婦福祉資金の運用に関わるため、改正内容についてご留意いただきたい。(法務省ホームページ参照)

具体的には、以下の点に留意いただきたい。

- ・ 消滅時効が「10年行使しないとき」から「権利を行使すること

ができることを知った時から5年間」又は「権利を行使すること  
できる時から10年間」とされたこと（民法第166条第1項）

- ・ 事業用融資の第三者保証に関する規定が新設され（民法第465条の6）、保証契約にあたり、公証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認し、公正証書を作成しなければ、その契約の効力を生じないこととされたことに伴い、事業開始資金及び事業継続資金について、保証人を立てる場合には、改正民法の規定に基づき、公証人による保証意思の確認を求める必要があること
- ・ 主債務者による保証人（法人である場合を除く。）への財産及び収支状況や期限の利益喪失に関する情報提供の義務の規定が新設された（民法第465条の10及び第458条の3）ことから、母子父子寡婦福祉資金貸付金についても、その適用を受けること（期限の利益喪失に係る情報提供義務は事業用融資に限らず個人保証一般に適用される。）
- ・ 連帯債務について、現行においては、連帯債務者の1人に対する履行の請求、免除や消滅時効の完成も、その連帯債務者の負担部分について、他の連帯債務者に対して、その効力を生ずるところであるが、改正民法により、連帯債務者の一人に対する履行の請求、免除や消滅時効の完成については、他の連帯債務者に対してその効力を生じないこととなること（民法第441条）。なお、当該規定は連帯保証人についても同様の改正がなされていること

このほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の違約金率について、母子父子寡婦福祉法施行令第17条において、年5%の割合をもって計算することとしているが、法定利率に係る改正民法第404条の規定（年3%）を踏まえ、その割合を見直す（令和2年4月1日施行予定（5%→3%））こととしているのでご承知おきいただきたい。

なお、見直し後の違約金率については、施行日以後の日数に基づく計算において適用することとし、施行日前においては、従前の違約金率をもって計算することとする。

（参考）法務省ホームページ

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

#### ④ 償還率の改善について（関連資料7～8参照）

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成26年度において、各自治体における償還事務の取組について平成25年度の実施状況を調査し、そ

の結果を公表した。

当該調査結果では、各自治体において、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっていた。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

## （5）相談・支援体制について

### ① 自治体窓口のワンストップ化の推進について

様々な事情を抱えたひとり親家庭に対し、適切な支援を行うためには、個別のニーズに応じた支援メニューを用意し、それらを適切に組み合わせることで相談・支援を行う必要がある。

一方で、母子・父子自立支援員だけでは相談需要に応じ切れず、窓口体制が不十分であるため各種施策が十分に行き渡っていない現状にある。

また、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭の親は、相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような課題に対応するため、

- ・ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する
- ・児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制を構築する

ための事業（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）を実施しているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働

関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

## ② 地域の民間団体や母子生活支援施設の活用等による相談支援事業の強化について

(関連資料3参照)

ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口に来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口相談することに消極的なケースがある。

このため、令和元年度から、ひとり親家庭等生活向上事業を拡充し、新たに、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談から同行・見守り支援まで一連の支援を実施する場合の経費への補助を実施している。

さらに、令和2年度予算案においては、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施することとしている。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等と連携し、各種相談会等への出張相談やひとり親家庭の自宅への訪問相談、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を積極的に実施いただくとともに、母子生活支援施設の機能を十分に活用し、地域のひとり親家庭の相談体制の充実を図っていただきたい。

## ② 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上について

(関連資料3参照)

ア 母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

令和2年度予算案においては、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、

地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行うこととしている。

各自治体におかれては、国庫補助金を活用いただき、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員への研修機会の確保に努めていただきたい。

イ また、現在、非常勤職員として配置されている母子・父子自立支援員については、本年4月1日からの改正地方公務員法の施行に伴い、会計年度任用職員に移行されることとなるが、母子・父子自立支援員の処遇や配置等の検討に際しては、以下の点についても適切に考慮されたい。

- ・ 会計年度任用職員は、その任期が一会計年度内とされているが、地方公務員の任用における平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得るものであること。
- ・ 会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであるとされていること。

ウ 母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定により、都道府県・市・福祉事務所設置町村においては、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから委嘱することとされている。未配置の自治体におかれては、速やかに母子・父子自立支援員の配置に向けた検討を行っていただきたい。なお、今後未配置の自治体を公表する予定である。

すでに母子・父子自立支援員を配置している自治体におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置が不十分な自治体におかれては、適切な配置をお願いする。

#### ④ ひとり親家庭支援の手引きについて

平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することが盛り込まれている。

厚生労働省では同プロジェクトの趣旨に基づき、「ひとり親家庭支援の手引き」等の以下の資料を作成し、平成28年5月12日付け事務連絡に

より自治体に配布したところである。また、平成30年12月26日付け事務連絡により、相談者がギャンブル依存症等を有する場合の具体的な相談・支援の方法、精神保健福祉センター等の関係機関の機能・役割に関することや連携等の対応方法について盛り込み、周知したところである。

各自治体におかれては、これらの資料について、母子・父子自立支援員、福祉事務所やひとり親家庭支援を行う団体等関係機関に周知いただくとともに、具体的な支援において、積極的に活用されたい。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」  
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」  
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」  
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット

なお、上記資料については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。

(厚生労働省ホームページ該当アドレス)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463584.pdf>

#### ⑤ 母子・父子自立支援員の全国研修会について

母子・父子自立支援員の全国研修会については、母子・父子自立支援員が参加しやすい仕組みとする等の観点から、従来から厚生労働省と都道府県の共催により、各都道府県を開催地として実施してきたが、令和2年度については、厚生労働省において開催することを予定している。

各自治体におかれては、母子・父子自立支援員が全国研修会に積極的に参加できるように特段の配慮をお願いしたい。

なお、開催予定日については、追って周知させていただく。

#### (6) 就業支援について（関連資料1、3、10、17）

##### ① 令和2年度予算案における拡充・見直しについて

ア 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）の専門性の向上を図るために、キャリアコンサルタントによる講習会の開催等、策定員に対する必要な研修の経費を計上している。各自治体におかれては、キャリアコンサルタントによる講習会等を積極的に開催するなどし、策定員の専門性の向上に努めていただきたい。

イ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験を受験する意欲を促進するために、試験合格のための講座を受け、これを修了した時に支給する受講修了時給付金について、受講のために支払った費用の20%から40%に引き上げ（合格時において支給する合格時給付金については、受講のために支払った費用の40%から20%に引き下げ）を行う予定としているので、引き続き、積極的な活用をお願いしたい。

② 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業や養育費支援事業等の各事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。

このため、実施していない事業の活用について検討いただくとともに、実施中の事業についても一層積極的に取り組んでいただくようお願いする。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

ウ 相談関係職員研修支援事業

令和2年度予算案において、上記（1）①のとおり、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費を計上している。自治体におかれては、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体

等が実施する各種研修の積極的な受講に努めていただきたい。

エ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭に対する支援施策が、支援を必要とする者に確実に情報が届くよう、SNS等を活用した情報発信を積極的に実施していただくようお願いしたい。

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者等を対象に、生活上の悩みについての相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員とで整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、児童扶養手当受給者等の自立を支援するものである。上記（6）①アのとおり策定員の専門性の向上に努めるとともに、積極的に事業を実施していただくようお願いする。

④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

（関連資料3参照）

令和2年度予算案において、上記（6）①イのとおり、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行うこととしているが、令和2年3月31日までに講座を修了した場合の給付金の取り扱いは、なお従前の例によるものとしている。また、本事業の実施にあたっては、ひとり親家庭等生活向上事業の学習支援事業と連携して取り組んでいただきたい。なお、令和2年度より、文部科学省の補助事業として、高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」が実施されるので、自治体におかれては、同事業とも連携して取り組んでいただきたい。

⑤ 自立支援給付金について

自立支援給付金は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とする給付金であり、対象者は児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者としている。

ア 自立支援教育訓練給付金について

令和2年度より、文部科学省による新しい「授業料等減免制度」が開始されるが、自立支援教育訓練給付金は、受講のために支払っ

た費用の6割を支給するのに対し、「授業料減免制度」は、減免後の額が支払った額となることから、併給する場合は、「授業料等減免制度」により支払った額の6割が自立支援教育訓練給付金として支給されることとなる。授業料減免制度の利用者であっても自立支援教育訓練給付金の支給対象とすることは差し支えないが、自立支援教育訓練給付金の指定講座は自立が効果的に図られると認められる場合に受講対象とする趣旨に鑑み、制度が必要な者へ行き渡るよう、適切な取り扱いをお願いしたい。

#### イ 高等職業訓練促進給付金について

高等職業訓練促進給付金については、受給者の居住状況等を確認したところ住民税課税世帯に該当することが判明した事例や、雇用保険制度の教育訓練支援給付金も受給していた事例等、国庫補助金の再確定を要する事態が生じた。

各自治体におかれては、すでに高等職業訓練促進給付金の適正な支給に努めていただいているところであるが、居住や課税の状況が変わった際の届け出について事前説明を徹底する、居住・世帯状況や養成機関での履修状況の確認を定期的かつ確実に実施する、事前相談において教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は高等職業訓練促進給付金を受給できないことの説明を徹底する等、支給事務の適切な実施について再度点検いただくようお願いしたい。

また、令和2年度より、文部科学省による新しい「給付型奨学金制度」が開始されるが、高等職業訓練促進給付金を受ける者は給付型奨学金を受けることができないので、事前相談において支給対象者に対しその旨説明するようお願いする。

### ⑥ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法

施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇い入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

#### ⑦ 「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

(関連資料11参照)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成30年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる3社を表彰したところであるが、同様な取組が推進されるよう、各自治体においても本取組の周知等の協力をお願いしたい。

#### ⑧ 高等職業訓練促進資金貸付金事業について

各自治体の窓口で高等職業訓練促進給付金の事前相談があった場合などにおいて、高等職業訓練促進給付金を受給する者は当該貸付事業が利用可能である旨、説明を行い、都道府県・政令指定都市の貸付事業を行っている団体等の窓口を案内することにより、周知漏れや申請漏れのないようお願いしたい。

#### ⑨ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからキまでの事業についてご承知置き頂き、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

##### ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶

養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進している。

また、本事業では、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用して、地方自治体への常設窓口の設置や巡回相談等を行うことにより、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。

各自治体におかれては、本事業の実施に当たって、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」(平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡)も参考としつつ、都道府県労働局・ハローワークに対し、児童扶養手当受給者に関する積極的な支援要請を行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、平成27年度からは児童扶養手当受給者の本事業への誘導を行うため、児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に各自治体にご協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しているところである。

本キャンペーンについては、来年度も実施を予定しているところであり、臨時相談窓口の設置や児童扶養手当受給者宛の郵送物へのキャンペーンリーフレット等の同封についても、引き続き積極的にご協力頂くようお願いする。

## イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（令和元年度202箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

## ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

## エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練の実施及び職業訓練の受講を容易にするための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

平成28年度から、母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）などを実施している。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資する制度であることをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

## オ ジョブ・カードの活用促進

ジョブ・カードについては、平成27年10月1日から、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しを行うとともに、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、国がその普及・促進に努めるよう規定されている。平成30年4月より、その様式を改正し、利用者等のニーズに応じた様式の編集を可能としているため、引き続きジョブ・カードの積極的な活用を図っていただきたい。

## カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に係る助成金としては、試行的な雇い入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」、非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する制度として「キャリアアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

なお、ひとり親については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、正規雇用労働者等へ転換等した場合に、支給額が加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

## キ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。※2）及び専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※3）の3本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金（※4）が支給される。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 特定一般教育訓練の受講を終了した場合に訓練経費の40%を支給

※3 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の50%を支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

※4 基本手当日額の80%を支給

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

## (7) 子育て・生活支援について（関連資料3，17参照）

### ① ひとり親家庭等生活向上事業について

#### ア ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

なお、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、令和元年度から、民間団体を活用した、ひとり親家庭に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施している。

また、令和2年度予算案においては、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施することとしている。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人、母子生活支援施設等と連携し、ひとり親家庭

等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

#### イ 子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、平成28年度から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、子どもの生活・学習支援事業を実施している。

令和2年度予算案においても必要な予算を計上しているので、各自治体での事業の積極的な実施をお願いする。

また、子どもの生活・学習支援事業の実施に当たっては、児童館、公民館や隣保館等、地域のひとり親家庭が利用しやすい場所において実施いただきたい。

### ② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

ア 本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和した。

また、子育て支援については、平成30年度において、本事業の実施要綱等を改正し、子育て支援の実施場所として、子育て支援を受ける者の居宅が含まれることや家庭生活支援の選定に当たり、子育

て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における援助を行う会員のうち、同事業の実施に係る通知（子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））においてお示ししている講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、本事業の実施要綱等で定める一定の研修と同等の研修を修了した者とする事ができる旨を明記した。

イ 令和2年度予算案においては、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大することとしている。

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することが重要であることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いする。

### ③ 子育て短期支援事業について（関連資料13参照）

ア 子育て短期支援事業の積極的な実施について

本事業は、保護者の疾病、育児疲れや育児不安などの精神上的事由、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的事由等により、家庭において一時的に児童を養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる事業であり、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭に対する重要な支援施策の一つである。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図って頂くとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

子育て短期支援事業の実施に当たっては、従来より、近隣に児童養護施設等がないこと等により、必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、児童養護施設等においてあらかじめ登録している保育士、里親等に委託することもできるので、この取扱いの積極的な活用もお願いする。

なお、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」において、市町村（特別区を含む。）が児童を里親等に直接委託して実施することを可能とすることとしており、所要の法案を令和2年通常国会に提出することを予定しており、成立した場合は令和3年4月1日施行とする予定であるのでご承知をお願いしたい。

また、令和元年度予算において、居宅から実施施設等又は実施施設から学校等の間における児童への付き添いを実施した場合の補助基準額の加算を創設し、令和2年度予算案においては、ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合の加算を創設することとしている。(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

市町村におかれては、本事業が地域の子育て家庭に利用しやすく、また、利用期間中の児童の安全確保等の観点から、児童への付き添い支援を積極的に実施していただくとともに、ひとり親家庭等の優先的な利用等の配慮について改めてお願いする。

#### イ 児童虐待防止対策の対応について

子育て短期支援事業については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、孤立した育児によって虐待につながることをないよう、子育て短期支援事業等の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

受け皿の確保に向けては、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」(平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)において、子育て支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなどの適切な補正を行うこととしている。

市町村におかれては、本事業が児童虐待防止対策の推進に資することも踏まえ、地域の子育て支援施策として積極的に実施いただくようお願いする。

#### ④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際や、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施については、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をしていただけるようお願いする。

## (8) 養育費の確保及び面会交流について

### ① 養育費確保・面会交流のための周知及び相談の実施について

養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費や面会交流の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んでいただくようお願いする。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費相談支援センターでも作成しており、ホームページ(※)での掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費相談支援センターまでご連絡いただきたい。

また、当事者からの相談対応については、母子・父子自立支援員や養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員に加え、平成28年度から、母子家庭等就業・自立支援事業において、弁護士による養育費の支払いや面会交流の実施に関する法律相談も実施し、養育費や面会交流の相談の強化を図っているため、積極的な取組をお願いする。

また、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業により集中相談体制を整備する場合においても、弁護士による養育費や面会交流に関する法律相談を実施できるが、これらの事業の実施に当たっては、地域の弁護士会との連携が必要となる。このため、厚生労働省においては、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼している。

各自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

(※) 養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

### ② 養育費相談支援センターの積極的な活用について

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け

付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

また、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、ご活用していただき、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費や面会交流の相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

なお、養育費相談支援センターについては、「公共サービス改革基本方針（2017（平成29）年7月11日閣議決定）別表」に基づき、民間競争入札により委託先を決定し、平成30年度～令和2年度の実施に当たっては、（公社）家庭問題情報センターに委託して実施することとしている。

（参考）養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

### ③ 母子家庭等就業・自立支援事業について（関連資料17参照）

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による相談の実施を支援している。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支

援事業については、平成30年度における実施自治体数は9自治体と低調である。

各自治体におかれては、離婚後の親子の面会交流を行うことの意義を理解した上で、児童虐待や配偶者間の暴力等に留意しつつ、すでに地域において面会交流支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

**④ 地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業への支援について** **(関連資料3参照)**

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、令和元年度から、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う「離婚前後親支援モデル事業」を実施しているので、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

また、「離婚前後親支援モデル事業」については、令和2年度予算案において、「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めに促進する事業等）に対する補助を行うこととしているので、積極的な取組をお願いしたい。

**⑤ 令和元年版養育費の算定表について**

平成15年に東京・大阪の裁判官等により提案された「標準算定方式・算定表」が家庭裁判所の家事審判及び家事調停等における養育費等の算定の実務において定着しているところであるが、昨年12月に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

(参考) 裁判所ホームページ

[http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou\\_houkoku/index.html](http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou_houkoku/index.html)

## (9) ひとり親に対する税制上の対応について

(関連資料16参照)

令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月24日)に基づき、未婚のひとり親について寡婦(夫)控除を適用することとし、この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とすることとされたので、ご承知おき願いたい。

具体的には、寡婦(夫)控除について、以下の見直しを行うこととされている。

- ①寡婦に寡夫と同じ所得制限(所得500万円(年収678万円))を設ける。
- ②住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
- ③子ありの寡夫の控除額(現行所得税27万円、住民税26万円)について、子ありの寡婦(所得税35万円、住民税30万円)と同額とする。

上記の見直しは、令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用する。

また、扶養親族がない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性(所得500万円(収入678万円)以下)については現状のままとする。

さらに、現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税措置を見直し、上記の見直し後の寡婦若しくは寡夫又は上記の措置により控除の対象となる未婚のひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)を対象とすることとしているので、ご承知おき願いたい。

## 2. 困難な問題を抱える女性への支援等について

### (1) 2020(令和2)年度予算案における婦人保護関係事業について

(関連資料18、21参照)

婦人保護事業においては、DV被害、ストーカー被害、性暴力・性被害、人身取引被害、家族関係の破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を実施しているところで

あるが、令和2年度予算案においては、婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組を推進するために必要な予算とともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化に必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、困難な問題を抱える女性の支援ニーズを踏まえた積極的な事業の実施をお願いします。

#### ① 婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組について

平成30年7月に設置した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の議論等を踏まえ、令和元年6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針」を取りまとめ、他法他施策優先の取組の見直しや一時保護委託の対象拡大と積極的活用等に取り組むこととしている。令和2年度予算案においては、当該見直し方針を踏まえた以下の対応に必要な予算を盛り込んでいる。

##### ア 婦人相談員活動強化事業等について

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助や、これまで都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む。）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

##### イ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業について

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活を継続して送ることができるよう、気軽に立ち寄って悩みや近況を報告できる「集いの場の提供支援」を新たに実施する。

##### ウ 婦人相談所SNS相談支援事業について

婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において、電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱える女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設することとしている。

また、今年度、SNSを活用した相談窓口の安全な開設方法や相談支援等の運用方法について調査研究を実施しており、報告書が取りまとめられ、次第、情報提供する。

エ 地域移行支援事業（ステップハウス）について

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで地域生活等を体験し、施設退所後の地域生活への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。

オ DV被害者等自立生活援助事業について

これまでモデル事業として実施してきた、DVシェルター等の一時的な居場所にいる被害女性への生活相談や就職支援、退所後の相談支援等を行う当該事業を本格実施する。

② DV対応と児童虐待対応との連携強化について

平成31年3月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定された、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」には、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けて、婦人相談所の体制強化や、婦人保護施設の機能の充実を図ることが盛り込まれている。

また、昨年6月に成立した、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福法等の一部を改正する法律」には、DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとされるとともに、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする旨が規定されていることを踏まえ、令和2年度予算案において以下の対応に必要な予算を盛り込んでいる。

ア DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）について

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携の強化を図る。

イ 同伴児童への学習支援等の充実について

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を行うほか、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の職員配置を促し、

心理的ケアの体制強化を図るため、「心理療法担当職員雇上費加算」の要件を緩和（※）する。

※「心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること」から「常時1名以上いること」に緩和。

## （2） 婦人保護事業の見直しについて

### ① 婦人保護事業の運用面における見直しについて

平成30年7月に設置した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、令和元年6月に婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」を取りまとめ、公表したところである。

各都道府県等におかれては、この運用面における見直し方針を踏まえ、DV被害、性暴力・性被害、家族関係の破綻や生活困窮等の様々な困難な問題を抱える女性に対して、相談から心身の健康回復、自立支援に至るまでのすべての過程における婦人保護事業による支援が行き届くようご配意願いたい。

#### ア 他法他施策優先の取扱いの見直しについて

婦人相談所や婦人保護施設等において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態があることを踏まえ、平成14年の局長通知（※）における婦人保護事業の対象となる女性の範囲に関する規定を改正し、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者への支援に際しては、被害者本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人相談所や婦人保護施設等において支援する必要があると認められる場合は、必要な他法他施策を活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるよう改善を行ったので、各都道府県等におかれては、被害女性に寄り添った適切な対応をお願いする。

また、上記通知改正の趣旨を踏まえ、婦人相談所ガイドラインにおける婦人相談所において対応すべき相談に係る規定についても同様に改正したので、ご留意願いたい。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成14年3月29日雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

## イ 一時保護委託の対象拡大と積極的活用について

平成23年の局長通知（※）における婦人相談所が行う一時保護委託の対象者の範囲に関する規定を改正し、これまで、定員を超えた場合にのみ一時保護委託を可能としていた対象者について、保護が必要な被害女性の意向や状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう、対象者を拡大するとともに、婦人相談所は、委託先で保護を受ける被害者の生活状況の把握や自立に向けた支援に際して、委託先施設と緊密な連携を図ることについての規定を追加しているため、適切に対応されたい。

また、婦人相談所は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は遭うおそれのある、主に10代から20代の女性（以下「若年被害女性等」という。）の一時保護の受入れに当たっては、当該若年被害女性等の状況等を勘案するとともに、本人の緊張と不安を勘案し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう留意するとともに、本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、一時保護委託について、民間支援団体の積極的な活用について検討されたい。

なお、被害者が一時保護委託契約施設に直接一時保護を求めた場合には、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えることとしているが、必ずしも当該対応が徹底されていない事例があることから、被害者の負担軽減と迅速な支援の実施が図られるよう、当該対応を徹底されたい。

※「婦人相談所が行う一時保護委託について」（平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

## ウ 婦人保護施設の利用促進等について

婦人保護施設への入所について、自治体によっては、民間シェルター等の一時保護委託契約施設における保護の終了後、婦人相談所の一時保護所に当該被害女性を入所させ、医学的、心理学的な面からの面接、判定等を行った上で、婦人保護施設への入所を決定している事例があるが、被害者の負担軽減を図りつつ、適切な支援に繋がるよう、婦人相談所は、必要に応じて、医師、看護師、心理判定員等を一時保護委託先に派遣して必要な面接、判定等を行い、婦人保護施設への入所を決定し、民間シェルター等の一時保護委託先から直接、婦人保護施設への入所に移行するなど柔軟に対応するよう留意されたい。

また、10代の若年妊婦等が支援を必要とする場合には、婦人相談所又は児童相談所が当該被害女性の保護等に関わることとなるが、その場合には両者の連携を密にした上で、当該被害女性の状況から婦人保護施設への一時保護委託が適切な場合には、その実施が可能となるよう努められたい。

なお、婦人保護施設は、利用者の自立に向け、自立支援計画に基づき、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業において非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、婦人保護施設が、利用者の衣食住を安定的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるという特性を有する機関であることを踏まえ、各都道府県においては、婦人保護施設が管内地域において担うべき役割や課題等について検討の上、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっている困難な問題を抱える女性を支援するための機関として十分に活用されるようお願いする。

#### エ 母子生活支援施設の活用促進について

売春防止法第36条の2の規定により、婦人相談所長は、同法第34条第3項に規定する要保護女子（以下「要保護女子」という。）であって配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第23条第2項に規定する母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知することとされているので、当該対応について徹底されたい。

また、困難な問題を抱える妊婦の一時保護については、婦人保護施設での対応のほか、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）において、「婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。」としているところであるので、妊婦の状況に応じて、積極的に当該対応を実行されたい。

なお、一時保護委託先の母子生活支援施設における一定期間の養育ののち、母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、母子生活支援施設による退所後の相談等の支援

の他、必要に応じて、婦人相談所及び児童相談所等の関係機関が連携した上で、当該母子の支援に当たるよう留意されたい。

## ② 婦人相談員の配置促進について

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）により、婦人相談員が配置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討することとしている。さらに、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」には、婦人相談員について、児童虐待の早期発見に努める旨が規定されたところである。これらを踏まえ、各都道府県等におかれては、婦人相談員が担う役割の必要性を十分考慮した上で、婦人相談員の専門性にふさわしい任用、処遇等や配置の拡充について対応されるとともに、DV対応と児童虐待対応の連携促進を図られたい。

また、各都道府県等において、現在、非常勤職員として配置されている婦人相談員については、本年4月1日からの改正地方公務員法の施行に伴い、会計年度任用職員に移行されることとなるが、婦人相談員の処遇や配置等の検討に際しては、以下の点についても適切に考慮されたい。

- ・ 会計年度任用職員は、その任期が一会計年度内とされているが、地方公務員の任用における平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得るものであること。
- ・ 会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであるとされていること。

## ③ 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめについて (関連資料19参照)

昨年10月に報告された「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」においては、婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方が取りまとめられ、困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性とともに、売春防止法を根拠とした従来の枠組での対応は限界が生じていることから、女性を対象として

専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制上も売春防止法ではなく、新たな枠組みを構築していくこと等が求められている。

今後、この基本的な考え方に沿って新たな制度の構築に向けた具体的制度設計等についての検討を加速することとしているので、各都道府県におかれては、中間まとめの内容について、御了知いただきたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00520.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00520.html)

### (3) 関係機関等との連携等について

#### ① 児童虐待対応との連携について

DVが起きている家庭では、子どもへの虐待が同時に起きている場合があることから、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ婦人相談所が子どもへの虐待に関する情報や相談を受けた場合には、子どもの安全確保の観点から、一時保護を勧奨し、母子を同時に保護することが望ましい。また、一時保護をする場合は、必ず児童相談所に情報提供し、子どもの心理的ケアなどについて児童相談所と緊密に連携を図りながら、適切な支援を確保するよう徹底をお願いする。

また、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもへの対応について児童相談所と適切に連携するよう特段の配慮をお願いする。（「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について（平成31年2月28日府共第154号・子発0228第5号内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長連盟通知）参照）

なお、児童虐待対応との連携については、令和2年度予算案において、「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」（婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を新たに配置するための費用を補助するもの。）を盛り込んでいるので、当該事業も活用し、適切な支援体制を確保するようお願いする。

#### ② ギャンブル等依存症対策について

ギャンブル等依存症を有する者への対応においては、精神保健福祉センターや医療機関と連携した上で適切に対応されるようお願いする。

### (4) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する対応について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等につい

ては、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、その根絶に取り組む必要がある。

政府においては、関係省庁が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（平成29年3月21日関係府省申合せ）」（以下「対策会議」という。）を設置し、平成29年5月には、対策会議において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」

（以下「今後の対策」という。）をとりまとめ、被害の防止根絶に向け、取組を推進している。なかでも、「今後の対策」の3（1）①においては、当分の間、毎年4月を「アダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間（以下「集中月間」という。）」と位置付け、必要な取組を集中的に実施するよう取り決められており、本年4月においても昨年同様に実施することとしている。

各都道府県におかれては、今後の対策の趣旨を踏まえ、引き続き、政府の取組にご協力いただくとともに、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施していただくようお願いする。

なお、各都道府県の婦人相談所も主要な相談窓口の一つとされているため、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JKビジネス」による性暴力に関する相談を受け付けている旨の周知を引き続きお願いする。

## （5） 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

（関連資料20参照）

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害があるために、他の婦人保護施設では自立に向けた支援が困難な者を入所対象者として受け入れている。

本施設は、全国から入所者を受入れ、長期にわたる生活指導や職業指導等の自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

（注）本事項「2. 困難な問題を抱える女性への支援等について」において記載している対応の所管が、男女共同参画主管課等になる場合には、記載内容について、該当の課にお渡しいただくようお願いする。



# 令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要 (厚生労働省関係)

4,189億円 (4,361億円)

資料 1

## 支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 132億円の内数
  - ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 53百万円
- 配偶者からの暴力(DV)防止など、婦人保護事業の推進 183億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 3百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施 9百万円

## 生活を応援

- 児童扶養手当の支給 1,599億円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 24億円
- 母子家庭等対策総合支援事業 132億円の内数
  - ・子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり)
  - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施
  - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 養育費相談支援センター事業 55百万円

## 学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】 459億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 132億円の内数
  - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
  - ・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施 (親の学び直し支援)

## 仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 132億円の内数
  - ・高等職業訓練促進給付金の支給
  - ・自立支援教育訓練給付金の支給
  - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施 (再掲)
  - ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 84億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 40億円の内数
- トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の活用 12億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の活用 477億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用 1,121億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施 35億円の内数
  - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
  - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
  - ・ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進
- 公共職業訓練におけるe-ラーニングコースの実施 42百万円の内数

## 住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 459億円の内数

(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」  
※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

# 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」 の見直し(案)について

## 基本方針の見直し(案)

施策の評価結果、近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向、専門委員会での意見聴取の結果等を踏まえ、今後、パブリックコメント等の手続を経て、年度内に令和2年度から令和6年度までの5年間の基本方針として見直しを行う。

### 見直しのポイント

#### 【家庭生活及び職業生活の動向】

- 最新の統計データに更新
- 収入が高くとも債務を負い経済的な問題を抱えている父子世帯が想定されることの追記
- 自分の健康に困っている母子世帯が一定割合存在することの追記

#### 【今後の施策の基本的な方向性、基本目標】

##### 1. 相談支援関係

- 母子・父子自立支援員が十分な相談支援を担うことができるよう必要な体制や環境の整備
- 母子生活支援施設や地域の民間団体との連携によるきめ細かな相談支援
- アウトリーチ型の相談やSNSの活用
- 自治体窓口におけるプライバシーの保護等に配慮した事務運営
- 様々な事情を抱えていることを理解した職員による寄り添った相談、相談関係職員の人材の確保と専門性向上

##### 2. 子育て・生活支援関係

- 個々のニーズに応じた支援施策のあっせん
- 子どもの学習支援に関し、地域資源の活用や好事例・課題への対応事例の収集展開

##### 3. 就業支援関係

- 自己肯定感を高める内容やライフプランに関するものを盛り込んだ就業支援
- 子どもの就労支援

##### 4. 養育費の確保及び面会交流関係

- 関係機関や民間団体と連携した支援
- 先駆的取り組み・諸外国の制度等を踏まえた検討

##### 5. 経済的支援関係

- 近年の制度の拡充についての丁寧な説明
- 生活実態等に対応した制度の整備推進、適切な事務運営の整備

#### 【地方自治体における施策の推進】

- 自立促進計画が未策定の自治体に対する計画策定の促進
- 国の補助事業の積極的な活用（地方自治体による実施状況のばらつきの解消）、地域のニーズに応じた施策の展開
- 活用可能な地域資源（地域で活動する民間団体等）の把握

## ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ◆ 「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなどひとり親家庭等への支援の充実を図る。

### ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### ○ 母子家庭等対策総合支援事業

##### ◇ 母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるように、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

##### ◇ ひとり親家庭等日常生活支援事業【拡充】

事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図る。また、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

##### ◇ ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する。

##### ◇ 母子・父子プログラム策定事業【拡充】

ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントによる講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。

##### ◇ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くとともに、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合には、その費用の一部を支給する給付金について、受講修了時の負担軽減を図るため、支給割合の見直しを行う。

##### ◇ 離婚前後親支援モデル事業【拡充】

「親支援講座」に加え、地方自治体が実施する養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めに促進する事業等）に対する補助を行う。

##### ◇ 社会保障・番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

#### ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

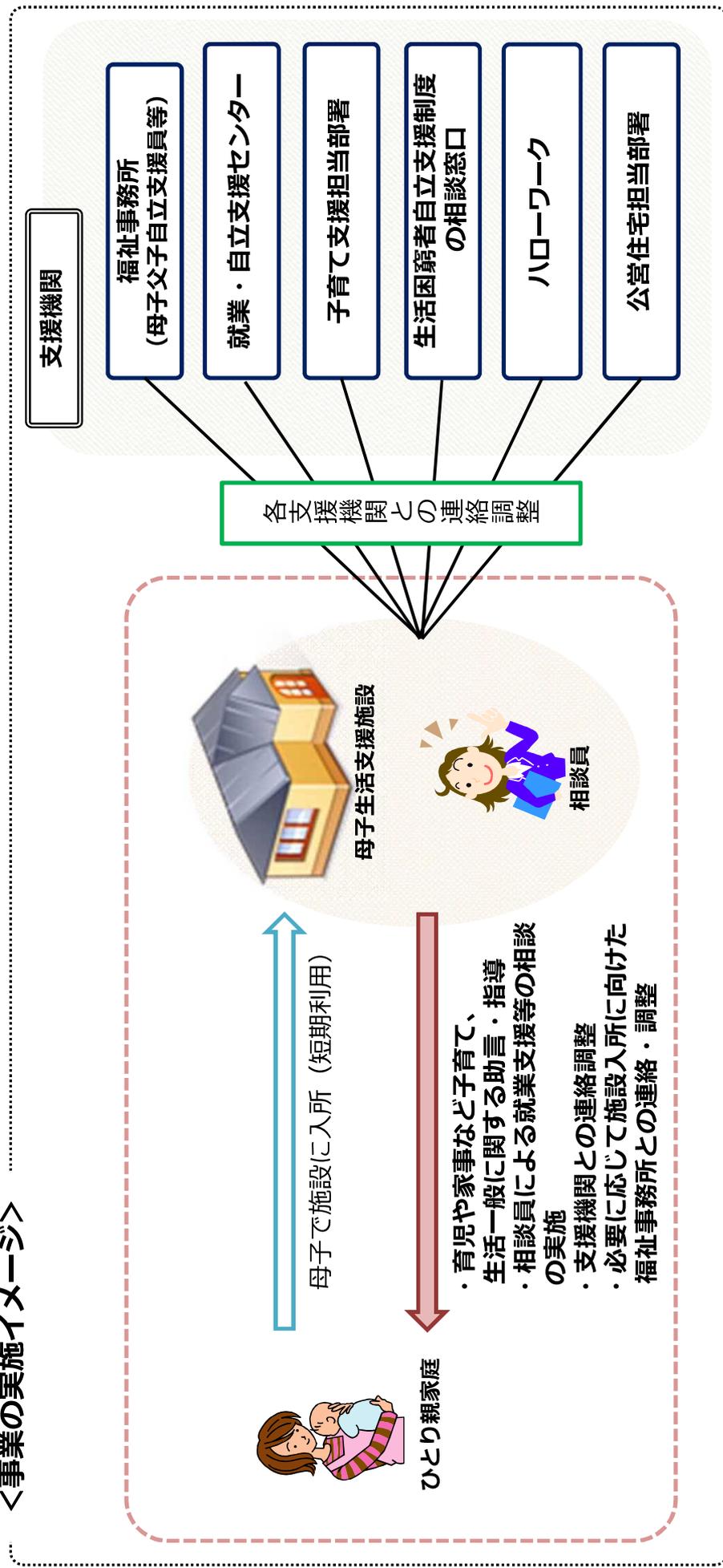
ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。

## 母子生活支援施設を活用した相談支援事業の強化（ひとり親家庭等生活向上事業）【拡充】

### 概要

- ひとり親家庭に対する相談は、個々の家庭の就業環境等に合わせた対応が必要であり、行政機関への来所相談のほか、民間団体の活用等による訪問相談等を実施しているが、個別のニーズを的確に把握するために、集中的に相談できる環境も必要である。
- このため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導や各種支援につなげるための相談を実施する。また、必要に応じて施設入所に向けた福祉事務所との連絡・調整も行う。

### ＜事業の実施イメージ＞

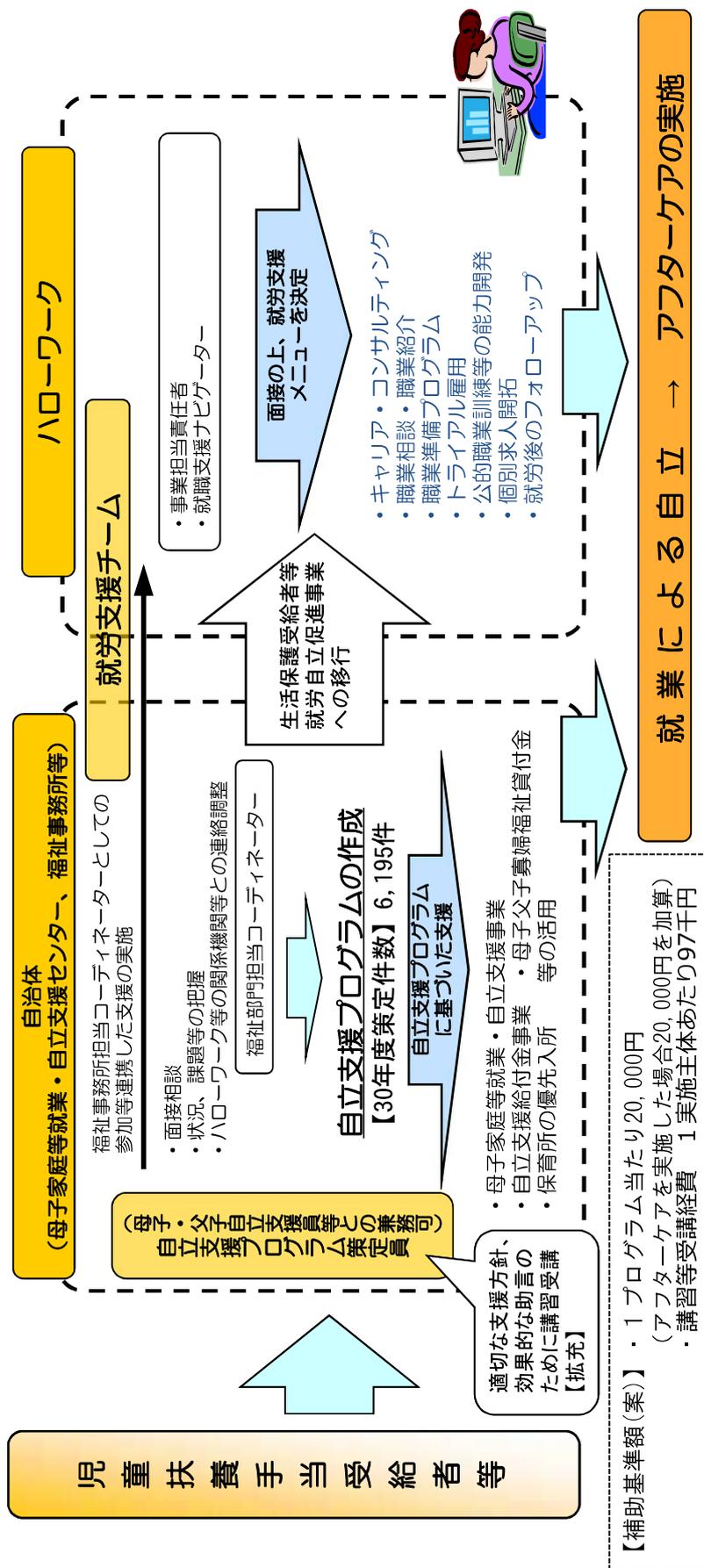


# 母子・父子自立支援プログラム策定事業【拡充】

※平成17年度から実施

## 事業内容

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。
- また、母子・父子自立支援プログラムの必要性を確認する、自立した状況を継続できるよう支援を行う、ハローワークと福祉事務所等が連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就業支援を行う生活保護受給者等就業自立促進事業を実施する。



## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〈拡充〉

※平成27年度から実施

### 目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

### 対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
  - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
  - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること。

### 対象講座

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

### 支給内容・実施主体等

- ① 受講修了時給付金  
 受講費用の2割（上限10万円）→4割（上限10万円）
- ② 合格時給付金  
 受講費用の4割→2割  
 （受講修了時給付金と合わせて上限15万円）  
 ※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に  
 全科目合格した場合に支給

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
 【補助率】 国3/4、都道府県等1/4  
 【30事業実施自治体数】 304自治体  
 【30支給実績】 事前相談：163人 支給者数：46人



# (参考) 高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

令和2年度予算額(案) 69百万円  
前年度予算額 23百万円

## 現状・課題

### 現状

20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約143万人(平成22年国勢調査より)。学校卒業者の約5%に相当する。

高校卒業資格がないことにより、求人や進学機会に限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じる可能性があり、高卒資格が必要であると認識している者が多い。(約8割)

### 課題

高校を中退した者や未進学者に対しては、都道府県も市町村も、十分な対象者の捕捉が行われておらず、支援体制も組めていない。

また、多くの地方公共団体は、課題を認識しつつも、**ノウハウや予算確保が困難**などにより、対応ができていない。

### ○経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。」  
(第2章2.人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 ②初等中等教育改革等)

### ■ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

③高校・高等専修学校とポス্ট等との連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。

## 事業概要

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する。

### ①地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業【補助事業】 47百万円(新規)

#### 各地方公共団体における支援体制の構築等を支援

- 地方公共団体を中心となって、地域住民・企業・民間団体等との連携体制を構築し、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤整備を支援するとともに、全国的な取組の推進を図る。

(1) 学校を核とした地域力強化プランの中で実施。

【実施主体】主に市町村

【箇所数・単価】47都道府県×@2,992千円

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

### ②学びを通じたステップアップ支援促進事業【委託事業】 23百万円(23百万円)

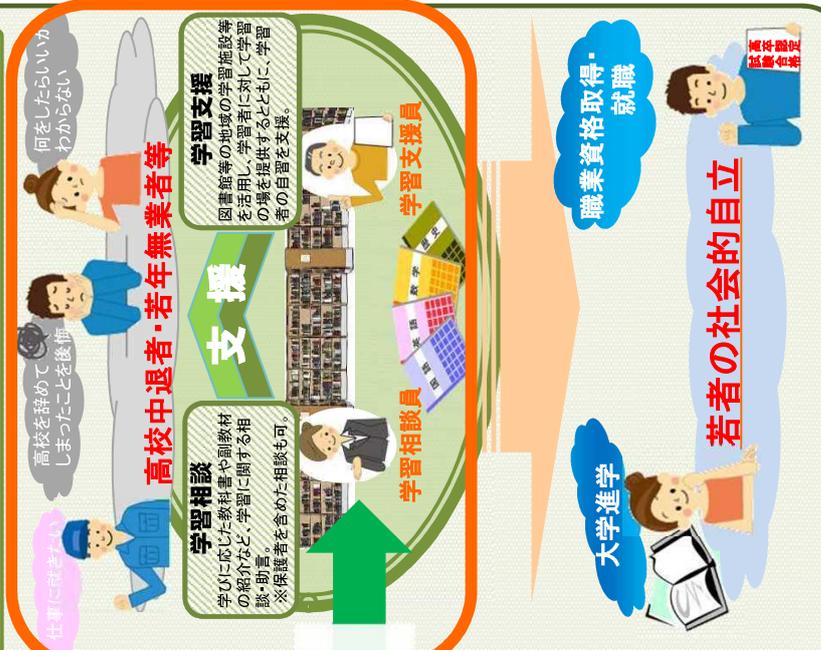
#### I. 訪問型支援(アウトリーチ)の活用

- 高校中退者の置かれている様々な事情に寄り添った支援を行うため、学習相談員が高校中退者宅を訪問し、共感的に話を聞きながら学習相談を進めるアウトリーチの手法を活用した支援を行うための研修会の開催や、個に応じた相談、支援を行う。

【実施主体】都道府県・市町村・民間団体(NPO等) 【箇所数・単価】5箇所×@4,354千円



## 地域資源との連携



その他地域において活用可能な資源  
(例) 教員養成系大学、家庭教育支援員等  
(任意)

# 児童扶養手当制度の概要

<p><b>1. 目的</b> 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）</p>
<p><b>2. 支給対象者</b> 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。</p>
<p><b>3. 支給要件</b> 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。</p>
<p><b>4. 手当月額（令和2年4月からの見込額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人の場合 全部支給：43,160円      一部支給：43,150円から10,180円まで</li> <li>・児童2人以上の加算額 [2人目] 全部支給：10,190円      一部支給：10,180円から5,100円まで</li> <li style="padding-left: 20px;">[3人目以降1人につき] 全部支給：6,110円      一部支給：6,100円から3,060円まで</li> </ul>
<p><b>5. 所得制限限度額（収入ベース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部支給（2人世帯） 160万円</li> <li>・一部支給（2人世帯） 365万円</li> </ul>
<p><b>6. 受給状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年3月末現在の受給者数 939,262人（母：884,908人、父：49,900人、養育者：4,454人）</li> </ul>
<p><b>7. 予算額（国庫負担分）</b> [令和2年度予算案] 1,598.7億円（令和元年度予算額 2,074.8億円）</p>
<p><b>8. 手当の支給主体及び費用負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村</li> <li>・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3</li> </ul>

# 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

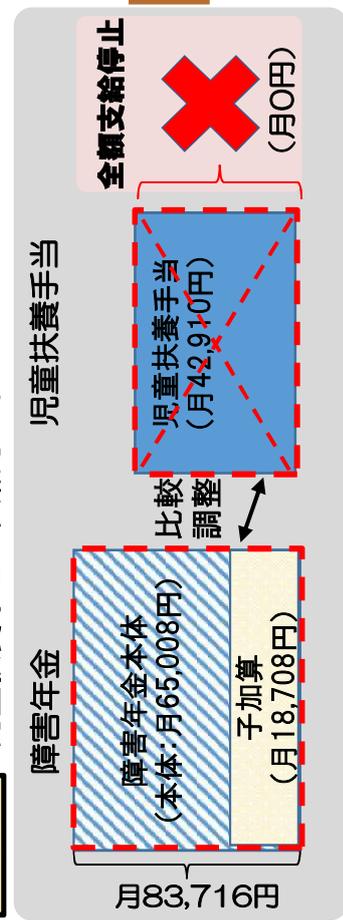
## 【見直しの趣旨】

- ひとり親の障害年金受給者は、現行制度では、障害年金額が児童扶養手当を上回ると児童扶養手当を受給できない。
- このため、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直すことにより、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようにする。

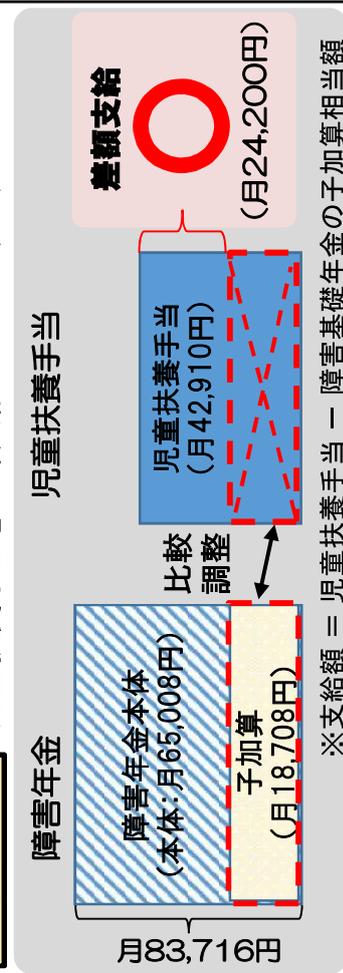
## 【見直し内容】(令和3(2021)年3月施行)

- 障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、**児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給**することができるようにする。

## 【見直し後】: 児童扶養手当が支給されない



## 【見直し後】: 児童扶養手当を一部支給※できるようにする



※障害基礎年金受給中のひとり親(障害年金2級)と子どもが1人の場合

## (参考)これまでの経緯

- ▶ 昭和36年 児童扶養手当制度創設【母子福祉年金の補完的的制度】  
→ 離婚等による世帯の「稼働能力の低下に対する所得保障」。公的年金と同一の性格であり、原則併給不可。
- ▶ 昭和60年 児童扶養手当法改正【福祉制度※へ見直し】 ※母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る福祉制度
- ▶ 平成26年 児童扶養手当法改正【公的年金との併給調整の見直し】  
→ 基本的な考え方は維持しつつ、受給者等の年金額が児童扶養手当額を下回る場合に、差額分の児童扶養手当を支給。

## ▶ 現在指摘されている課題

- 障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当を上回ると児童扶養手当が受給できなくなることから、障害年金と児童扶養手当の併給を可能とすべき。

(参考1) ひとり親の障害年金受給者の状況 (厚生労働省「平成26年年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(特別集計))  
働きたくても働けない割合: 54.3%、働いていても就労収入100万円以下の割合: 59.0%

(参考2) ひとり親の状況 (厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」)

就業状況: 81.8% (母子世帯)・85.4% (父子世帯)、平均年間収入: 243万円 (母子世帯)・420万円 (父子世帯)

事 務 連 絡  
平成 27 年 6 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等の円滑な貸付の実施について

平素はひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。  
さて、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金貸付金（以下「母子父子寡婦福祉資金貸付金」という。）の修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童等の進学を容易にする観点から設けられておりますが、これらの資金の貸付については、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮しているといった指摘があります。  
つきましては、各都道府県等におかれましては、これらの資金の貸付につきまして、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなど円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭  
福祉課母子家庭等自立支援室  
生活支援係  
電話：03-5253-1111(内線 7892)

平成30年度福祉資金貸付金の償還率について

資料 7

① 母子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	平成30年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	31.5	8.4	82.6
2 青森県	48.9	6.7	90.0
3 岩手県	55.1	12.8	89.5
4 宮城県	48.3	22.1	86.5
5 秋田県	57.1	11.7	91.6
6 山形県	47.5	11.5	90.7
7 福島県	47.0	12.8	89.7
8 茨城県	51.8	11.6	94.8
9 栃木県	40.5	11.2	81.2
10 群馬県	44.7	8.1	92.0
11 埼玉県	62.9	6.7	90.0
12 千葉県	39.7	9.4	86.2
13 東京都	28.1	9.3	73.7
14 神奈川県	25.9	7.0	76.5
15 新潟県	64.4	5.8	93.1
16 富山県	43.8	5.4	91.1
17 石川県	42.7	4.0	88.4
18 福井県	38.4	5.1	94.5
19 山梨県	41.4	10.5	93.4
20 長野県	50.4	11.5	93.6
21 岐阜県	68.7	21.7	91.3
22 静岡県	52.8	9.2	89.6
23 愛知県	46.2	9.8	96.2
24 三重県	45.9	10.2	90.7
25 滋賀県	77.9	15.8	95.1
26 京都府	62.2	11.9	93.4
27 大阪府	64.4	20.0	90.3
28 兵庫県	59.0	11.2	93.3
29 奈良県	52.4	11.0	91.4
30 和歌山県	77.0	11.2	97.3
31 鳥取県	64.1	17.7	92.5
32 島根県	48.2	9.1	89.0
33 岡山県	70.5	15.1	94.9
34 広島県	62.0	12.1	93.8
35 山口県	26.1	8.5	87.8
36 徳島県	36.3	7.9	88.5
37 香川県	67.6	14.2	97.0
38 愛媛県	41.6	5.1	90.4
39 高知県	69.1	11.5	96.9
40 福岡県	38.3	12.8	90.0
41 佐賀県	32.2	12.6	95.2
42 長崎県	46.4	11.3	89.5
43 熊本県	68.3	18.8	91.4
44 大分県	38.7	9.9	86.2
45 宮崎県	51.0	15.4	90.3
46 鹿児島県	45.0	11.9	92.5
47 沖縄県	50.6	13.7	91.2

【指定都市】

区分	平成30年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	22.6	8.8	76.3
49 仙台市	26.7	11.6	84.5
50 さいたま市	52.4	8.0	90.4
51 千葉市	45.7	11.2	80.7
52 横浜市	29.1	11.3	85.8
53 川崎市	21.9	6.7	84.0
54 相模原市	36.9	17.2	80.7
55 新潟市	56.8	15.8	89.2
56 静岡市	40.6	10.4	79.5
57 浜松市	76.2	16.1	95.0
58 名古屋市	56.9	11.4	88.8
59 京都市	22.9	9.0	82.5
60 大阪市	28.7	8.2	83.1
61 堺市	40.9	8.0	86.0
62 神戸市	38.6	11.2	91.8
63 岡山市	35.4	9.6	89.1
64 広島市	42.0	10.4	86.5
65 北九州市	31.7	5.0	88.2
66 福岡市	15.2	4.1	83.3
67 熊本市	39.7	8.7	87.3

【中核市】

68 旭川市	27.9	8.4	80.9
69 函館市	24.3	8.7	73.3
70 青森市	57.0	12.4	90.2
71 八戸市	55.6	8.5	92.8
72 盛岡市	28.2	6.8	74.2
73 秋田市	51.1	10.1	90.4
74 郡山市	39.4	16.0	95.8
75 いわき市	41.6	7.9	81.6
76 福島市	56.0	18.8	93.3
77 宇都宮市	31.2	5.9	82.3
78 前橋市	48.2	16.9	91.4
79 高崎市	61.7	7.6	94.3
80 川越市	73.6	15.7	91.7
81 越谷市	59.4	4.9	84.3
82 川口市	75.0	27.8	89.8
83 船橋市	55.9	18.6	93.2
84 柏市	73.5	17.0	96.4
85 八王子市	45.7	9.6	95.6
86 横須賀市	22.2	5.9	77.2
87 富山市	77.4	25.5	97.9
88 金沢市	40.8	8.6	93.1
89 長野市	28.1	7.1	86.0
90 岐阜市	57.3	20.6	92.4
91 豊橋市	60.7	12.9	95.4
92 岡崎市	74.0	23.1	97.5
93 豊田市	69.8	12.1	97.5
94 大津市	65.7	8.8	93.9
95 高槻市	54.7	7.6	94.2
96 東大阪市	41.6	90.8	10.0
97 豊中市	60.2	11.9	94.4
98 枚方市	32.8	7.2	90.6
99 八尾市	36.4	1.8	81.5
100 姫路市	62.8	17.4	96.8
101 西宮市	28.4	8.0	84.8
102 尼崎市	33.4	5.5	92.4
103 明石市	75.2	38.8	99.6
104 奈良市	30.2	7.1	91.0
105 和歌山市	42.9	8.6	84.8
106 鳥取市	45.3	6.3	87.9
107 松江市	44.4	5.8	88.7
108 倉敷市	66.7	24.6	90.2
109 福山市	58.1	13.4	96.5
110 呉市	53.7	5.4	89.8
111 下関市	22.7	7.2	87.0
112 高松市	48.3	9.0	96.5
113 松山市	47.4	9.4	86.7
114 高知市	46.6	12.6	87.6
115 久留米市	27.2	8.4	74.6
116 長崎市	37.7	10.3	85.9
117 佐世保市	43.8	18.1	87.3
118 大分市	29.6	7.7	81.7
119 宮崎市	34.4	12.8	99.1
120 鹿児島市	13.2	6.4	74.7
121 那覇市	40.7	17.1	89.4

## 平成30年度福祉資金貸付金の償還率について

### ② 父子福祉資金貸付金

#### 【都道府県】

区分	平成30年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	64.0	4.2	75.4
2 青森県	92.1	60.0	96.8
3 岩手県	79.5	100.0	77.3
4 宮城県	63.2	100.0	59.5
5 秋田県	100.0	100.0	100.0
6 山形県	97.1	-	97.1
7 福島県	100.0	-	100.0
8 茨城県	100.0	-	100.0
9 栃木県	51.8	50.3	51.9
10 群馬県	-	-	-
11 埼玉県	60.2	3.5	71.1
12 千葉県	100.0	-	100.0
13 東京都	79.3	44.6	83.0
14 神奈川県	82.1	20.2	85.4
15 新潟県	100.0	-	100.0
16 富山県	72.7	0.0	77.2
17 石川県	97.5	-	97.5
18 福井県	100.0	-	100.0
19 山梨県	97.8	100.0	97.7
20 長野県	82.0	100.0	79.7
21 岐阜県	100.0	-	100.0
22 静岡県	69.4	0.0	79.1
23 愛知県	-	-	-
24 三重県	84.4	-	84.4
25 滋賀県	100.0	-	100.0
26 京都府	87.8	0.0	89.8
27 大阪府	100.0	-	100.0
28 兵庫県	100.0	100.0	100.0
29 奈良県	100.0	-	100.0
30 和歌山県	100.0	-	100.0
31 鳥取県	100.0	-	100.0
32 島根県	66.1	36.1	73.1
33 岡山県	99.0	0.0	100.0
34 広島県	97.6	-	97.6
35 山口県	100.0	-	100.0
36 徳島県	100.0	-	100.0
37 香川県	100.0	-	100.0
38 愛媛県	83.2	-	86.1
39 高知県	-	-	-
40 福岡県	97.7	-	97.7
41 佐賀県	-	-	-
42 長崎県	96.2	-	96.2
43 熊本県	80.9	64.6	83.1
44 大分県	67.1	-	67.1
45 宮崎県	93.8	38.4	94.9
46 鹿児島県	82.7	100.0	82.3
47 沖縄県	93.0	0.0	95.3

#### 【指定都市】

区分	平成30年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	54.2	0.0	69.6
49 仙台市	84.1	0.0	85.7
50 さいたま市	100.0	-	100.0
51 千葉市	55.3	27.8	62.1
52 横浜市	79.9	0.0	88.0
53 川崎市	73.7	-	73.7
54 相模原市	97.4	23.8	99.1
55 新潟市	100.0	-	100.0
56 静岡市	57.0	0.0	81.3
57 浜松市	100.0	100.0	100.0
58 名古屋市	68.8	16.8	75.0
59 京都市	41.1	28.6	71.7
60 大阪市	100.0	-	100.0
61 堺市	-	-	-
62 神戸市	96.1	-	96.1
63 岡山市	75.9	39.0	78.9
64 広島市	93.1	-	93.1
65 北九州市	4.0	0.0	7.1
66 福岡市	69.8	0.0	82.8
67 熊本市	7.8	-	7.8

#### 【中核市】

68 旭川市	90.3	-	90.3
69 函館市	100.0	-	100.0
70 青森市	80.2	-	80.2
71 八戸市	-	-	-
72 盛岡市	-	-	-
73 秋田市	100.0	-	100.0
74 郡山市	100.0	-	100.0
75 いわき市	11.3	0.0	35.3
76 福島市	-	-	-
77 宇都宮市	38.3	2.8	60.4
78 前橋市	-	-	-
79 高崎市	100.0	-	100.0
80 川越市	66.4	0.0	82.7
81 越谷市	100.0	-	100.0
82 川口市	100.0	-	100.0
83 船橋市	100.0	-	100.0
84 柏市	-	-	-
85 八王子市	100.0	-	100.0
86 横須賀市	-	-	-
87 富山市	-	-	-
88 金沢市	-	-	-
89 長野市	100.0	-	100.0
90 岐阜市	-	-	-
91 豊橋市	-	-	-
92 岡崎市	-	-	-
93 豊田市	-	-	-
94 大津市	100.0	-	100.0
95 高槻市	-	-	-
96 東大阪市	-	-	-
97 豊中市	-	-	-
98 枚方市	-	-	-
99 八尾市	58.3	-	58.3
100 姫路市	-	-	-
101 西宮市	100.0	-	100.0
102 尼崎市	-	-	-
103 明石市	-	-	-
104 奈良市	100.0	-	100.0
105 和歌山市	100.0	-	100.0
106 鳥取市	-	-	-
107 松江市	100.0	-	100.0
108 倉敷市	100.0	-	100.0
109 福山市	100.0	-	100.0
110 呉市	100.0	-	100.0
111 下関市	-	-	-
112 高松市	-	-	-
113 松山市	44.8	50.2	43.9
114 高知市	100.0	-	100.0
115 久留米市	87.3	100.0	86.9
116 長崎市	100.0	-	100.0
117 佐世保市	100.0	-	100.0
118 大分市	100.0	-	100.0
119 宮崎市	-	-	-
120 鹿児島市	38.1	32.0	39.2
121 那覇市	100.0	-	100.0

## 平成30年度福祉資金貸付金の償還率について

### ③ 寡婦福祉資金貸付金

#### 【都道府県】

区分	平成30年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	31.9	5.1	87.2
2 青森県	51.4	8.1	95.4
3 岩手県	43.4	5.0	92.3
4 宮城県	39.0	23.1	89.6
5 秋田県	41.8	6.1	90.2
6 山形県	65.3	8.0	100.0
7 福島県	35.5	14.9	96.1
8 茨城県	79.8	55.3	95.6
9 栃木県	22.8	3.4	86.4
10 群馬県	58.8	4.9	96.4
11 埼玉県	49.6	12.7	81.1
12 千葉県	36.4	5.2	93.2
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	18.3	8.1	76.5
15 新潟県	64.1	1.8	98.2
16 富山県	42.9	4.5	93.7
17 石川県	39.2	14.6	97.8
18 福井県	69.5	7.2	100.0
19 山梨県	28.2	9.4	97.3
20 長野県	36.8	6.1	94.1
21 岐阜県	77.1	46.9	96.3
22 静岡県	48.4	3.0	93.1
23 愛知県	60.2	25.5	99.2
24 三重県	35.5	7.0	82.3
25 滋賀県	85.6	32.7	98.0
26 京都府	56.4	11.7	94.6
27 大阪府	66.5	19.4	84.5
28 兵庫県	48.6	18.0	96.3
29 奈良県	36.7	5.4	89.2
30 和歌山県	69.6	16.3	94.6
31 鳥取県	69.4	17.5	91.4
32 島根県	37.8	8.0	81.6
33 岡山県	59.8	45.3	77.0
34 広島県	52.2	5.8	94.7
35 山口県	8.5	3.8	96.2
36 徳島県	25.4	11.1	79.0
37 香川県	38.0	5.9	99.0
38 愛媛県	20.2	3.5	87.7
39 高知県	69.1	21.7	95.5
40 福岡県	50.7	15.0	97.2
41 佐賀県	25.1	8.5	86.2
42 長崎県	21.7	3.9	99.0
43 熊本県	90.2	20.2	98.8
44 大分県	27.9	9.6	67.3
45 宮崎県	45.2	7.6	98.3
46 鹿児島県	28.6	6.1	95.0
47 沖縄県	36.0	12.0	85.5

#### 【指定都市】

区分	平成30年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	23.2	6.4	84.8
49 仙台市	32.4	10.5	89.6
50 さいたま市	82.7	13.7	93.2
51 千葉市	42.4	12.5	68.9
52 横浜市	25.4	5.7	89.9
53 川崎市	11.0	3.5	78.6
54 相模原市	45.8	21.4	84.1
55 新潟市	75.5	22.8	98.1
56 静岡市	39.1	11.2	74.9
57 浜松市	70.7	19.7	97.0
58 名古屋市	67.6	14.5	91.0
59 京都市	21.2	6.4	80.6
60 大阪市	33.5	7.7	88.5
61 堺市	44.2	10.8	91.7
62 神戸市	15.3	2.1	95.0
63 岡山市	20.6	4.1	100.0
64 広島市	37.7	7.2	87.8
65 北九州市	40.7	4.8	93.3
66 福岡市	18.0	1.6	87.1
67 熊本市	44.2	5.9	68.7

#### 【中核市】

68 旭川市	40.6	7.6	86.4
69 函館市	30.4	12.2	79.8
70 青森市	67.4	10.6	91.9
71 八戸市	37.4	6.0	86.6
72 盛岡市	19.9	7.6	63.5
73 秋田市	78.0	27.8	93.2
74 郡山市	23.6	0.0	100.0
75 いわき市	27.0	7.9	65.8
76 福島市	14.6	11.5	66.7
77 宇都宮市	34.4	16.9	95.4
78 前橋市	28.6	8.5	92.3
79 高崎市	88.0	0.0	100.0
80 川越市	42.3	0.0	92.3
81 越谷市	87.4	50.7	97.3
82 川口市	63.3	43.2	72.1
83 船橋市	28.8	12.1	90.3
84 柏市	33.0	4.8	94.0
85 八王子市	-	-	-
86 横須賀市	15.6	2.2	87.5
87 富山市	73.1	17.4	100.0
88 金沢市	22.7	6.5	88.2
89 長野市	34.1	7.4	74.1
90 岐阜市	78.3	55.7	100.0
91 豊橋市	-	-	-
92 岡崎市	100.0	-	100.0
93 豊田市	100.0	-	100.0
94 大津市	59.6	9.9	100.0
95 高槻市	48.6	9.8	98.6
96 東大阪市	40.7	84.8	9.9
97 豊中市	62.3	10.6	99.5
98 枚方市	58.9	6.7	96.8
99 八尾市	84.1	18.6	86.2
100 姫路市	76.4	22.3	100.0
101 西宮市	9.4	1.4	100.0
102 尼崎市	64.2	2.7	84.9
103 明石市	100.0	100.0	100.0
104 奈良市	13.1	0.7	75.5
105 和歌山市	42.8	10.1	83.1
106 鳥取市	34.0	8.3	88.7
107 松江市	34.2	5.1	89.5
108 倉敷市	51.4	2.6	100.0
109 福山市	42.1	13.7	99.3
110 呉市	50.6	0.8	96.0
111 下関市	9.8	5.7	76.9
112 高松市	20.2	6.1	92.8
113 松山市	17.1	4.4	68.5
114 高知市	44.5	10.6	92.3
115 久留米市	17.7	2.9	85.1
116 長崎市	26.2	6.1	97.4
117 佐世保市	20.1	6.2	100.0
118 大分市	13.2	2.0	96.6
119 宮崎市	5.5	1.8	100.0
120 鹿児島市	8.2	3.6	57.0
121 那覇市	29.4	8.9	81.5